

税の申告期間がはじまります

所得税 市・県民税

平成20年分所得税の確定申告および平成21年度市・県民税の申告についての相談会場を設けます。昨年と同様、上野税務署・伊賀県税事務所・伊賀市が合同で申告会場を設けていますので、早めに提出していただきますようお願いいたします。なお、本年から申告相談合同会場を次のとおり『ゆめドームうえの』に変更しますのでご注意ください。

※「上野税務署」「伊賀市役所」の庁舎では、申告相談会場を設けていません。



◆◆◆ 所得税、市・県民税申告相談合同会場 ◆◆◆

■開設期間 **2月16日(月)～3月16日(月)**

※土・日曜日、祝日を除く

■開設時間 午前9時～午後5時（ただし、会場の混雑状況によっては、終了時間前に受付を締め切ることがあります。）

■会場 **ゆめドームうえの第2競技場**

■その他 申告に際して特別な事情がある方には、個別相談コーナーを設置していますのでお気軽にご相談ください。

税理士による無料相談

【とき】

2月16日(月)・17日(火)
午前9時30分～午後4時

【ところ】

ゆめドームうえの(会場内)

※申告相談会場は、所定の日時・場所以外では開設していませんので、よくお確かめの上、ご来場ください。また、伊賀市役所・各支所・各地区市民センター（上野支所管内）と「ゆめドームうえの」間の無料送迎バスを運行します。詳しくは広報いが市2月1日号で掲載します。

◆◆◆ 市・県民税申告相談会場 ◆◆◆

※会場は、毎年かなりの混雑で、来場者の皆さんにご迷惑をおかけしており、今年もかなりの混雑が予想されます。なるべく「ゆめドームうえの」をご利用いただきますようお願いいたします。

開催日	会場	※いずれも受付時間は 午前9時30分～正午 午後1時～4時 (ただし、会場の混雑状況によって、終了時間前に受付を締め切ることがあります。)
2月19日(木)・2月20日(金)	島ヶ原支所2階会議室	
2月25日(水)・2月26日(木)	青山福祉センター教養娯楽室2	
3月2日(月)・3月3日(火)	大山田農村環境改善センター多目的ホール	
3月5日(木)・3月6日(金)	いがまち保健福祉センター研修室	
3月11日(水)・3月12日(木)	阿山保健福祉センター1階ホール	

★住宅借入金等特別税額控除（以下「住宅ローン控除」）について

一昨年まで、住宅ローン控除は所得税のみの制度であり、住民税には適用がありませんでした。しかし、税源移譲で所得税が減額されることにより、住宅ローン控除額が所得税額より大きくなり、今まで控除できていた分について所得税から控除しきれなくなる場合があります。このことに伴い、平成11年～18年までに入居された方に限り、納税義務者が『住宅借入金等特別税額控除申告書』を提出することにより、税源移譲による影響額を住民税の所得割から控除することができます。

対象の方は、平成21年度は、平成21年3月16日までに『住宅借入金等特別税額控除申告書』を提出する必要があります。確定申告をされる方は、確定申告書と一緒に税務署へ提出し、確定申告をされない方は、『住宅借入金等特別税額控除申告書』に源泉徴収票（原本）を添付し本庁税務課または各支所総務振興課へ提出してください。申告書は税務課市民税係窓口および各支所総務振興課にあります。市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

■あなたは市・県民税の申告が必要ですか？

平成21年1月1日現在伊賀市に	▶ 住んでいる人	▶ 平成20年中に所得があった人	▶ 所得が給与のみの人	▶ 給与支払報告書が勤務先から提出済みの人	▶ 申告不要
			▶ 所得が公的年金のみの人	▶ 給与支払報告書が勤務先から未提出の人	▶ 申告必要
			▶ 所得が給与のみの人	▶ 給与を2カ所以上から受けた人	▶ 申告必要
			▶ 所得が公的年金のみの人	▶ 公的年金支払報告書が支払者から提出済みの人	▶ 申告不要
			▶ 所得が公的年金のみの人	▶ 上記の人のうち社会保険料控除などを受ける人	▶ 申告必要
			▶ 所得が公的年金のみの人	▶ 公的年金支払報告書が支払者から未提出の人	▶ 申告必要
			▶ 営業や農業、不動産、株式配当などの所得があった人		▶ 申告必要
			▶ 医療費控除などを受けようとする人		▶ 申告必要
			▶ 平成20年中に所得がなかった人	▶ 伊賀市在住のどなたかに扶養されていた人	▶ 申告不要
			▶ 平成20年中に所得がなかった人	▶ 伊賀市在住のどなたにも扶養されていなかった人	▶ 申告必要
▶ 住んでいない人	▶ 伊賀市に事務所・事業所・家屋敷を有する人	▶ 申告必要			

※平成20年分の所得税の確定申告書を提出される方は、市・県民税の申告書を提出する必要はありません。

★個人住民税の税制改正について

◎寄附金税額控除の創設

①都道府県・市区町村に対する寄附金税制の大幅な拡大

ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを生かすことができるよう、都道府県・市区町村（地方公共団体）に対する寄附金が抜本的に拡充されました。

ふるさと納税と呼ばれていますが、地方公共団体に直接納税する訳ではなく、地方公共団体に対する寄附金のうち、5千円を超える部分を控除対象寄附金とし、個人住民税所得割のおおむね1割を上限として所得税と合わせて全額が控除されるという制度です。結果として税額控除分については「寄附金」の形態をとって「ふるさと」の地方公共団体に納税したのと同じ効果を生じることになります。



②都道府県・市区町村が控除対象となる寄附金を条例により指定できる仕組みが導入

③個人住民税については、従来の所得控除方式が税額控除方式に変更

▼改正点の比較

区分	改正前	改正後
対象となる寄附金	(1) 都道府県または市区町村（地方公共団体）に対するもの (2) 住所地の都道府県共同募金会 (3) 住所地の日本赤十字社の支部	
対象となる額	10万円を超える寄附金	5千円を超える寄附金
控除対象上限額	総所得金額などの25%	総所得金額などの30%
控除方式	所得控除方式 「寄附金－10万円」を総所得金額などの合計から控除する	税額控除方式 「寄附金－5千円」×10%を所得割額から控除する (市民税6%・県民税4%)【基本控除額分】

■ふるさと納税制度（控除額の計算）

対象となる寄附金のうち、地方公共団体に対する寄附金については、上表の計算方式で求めた【基本控除額分】のほかに、所得税の税率に基づき計算された【特例控除額分】を加算し、控除対象となる分（5千円を超える部分）については、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除となります。具体的には次の（ア）と（イ）の合計した額が住民税から控除される額となります。

（ア）「寄附金－5千円」×10%

【基本控除額分】

（イ）「寄附金－5千円」×（90%－0～40%（所得税の税率））

【特例控除額分】

※（イ）については個人住民税の所得割額の10%が限度となります。

【申告書の送付先および問い合わせ】

- 所得税の確定申告 上野税務署 緑ヶ丘本町1680番地 ☎21-0950
- 市・県民税の申告 本庁税務課市民税係 上野丸之内116番地 ☎22-9613